

2013年8月23日

各 位

会 社 名 株式会社 リそなホールディングス  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和浩  
(コード番号 8308 東証一部)

## 預金保険法普通株式の処分の申出について

株式会社リそなホールディングスは、本日、預金保険機構に対し、下記の内容で、預金保険機構が本日現在預金保険法に基づき保有する普通株式(以下、預金保険法普通株式といいます。)の全てについて処分を行うことを前提に、処分にかかる証券会社の選定その他の必要な措置を取っていただきたい旨、申出(以下、本件申出といいます。)を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件申出は、2013年5月10日公表の『公的資金完済プラン』における預金保険法普通株式に係る公的資金の返済に向けた取組みの一環として、同年7月24日付で約1,000億円(取得額ベース)の自己株式(普通株式)の取得が完了したことを受けて実施するものであります(『公的資金完済プラン』の内容につきましては、同年5月10日公表の『公的資金完済プラン』の策定について)をご参照下さい。)

記

### 1. 処分の対象

本日現在、預金保険機構が保有する預金保険法普通株式の全てを対象として処分することを想定して本件申出を行っておりますが、具体的な処分株式数については、市場への影響等を十分に踏まえ、今後、関係当局と協議を進めてまいります。

### 2. 処分の方法

預金保険機構が預金保険法普通株式を処分する場合の具体的な手法については、市場への影響等を十分に踏まえ、今後、関係当局と協議を進めてまいります。

このお知らせは、預金保険法普通株式の処分の申出について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、目論見書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

### 3. 処分の時期

2013 年度中の処分を想定して本件申出を行っておりますが、具体的な時期については、市場への影響等を十分に踏まえ、できるだけ早期に処分を実現すべく、今後、関係当局と協議を進めてまいります。

<ご参考>

預金保険法普通株式の概要

| 種類            | 普通株式       |
|---------------|------------|
| 当初発行総額        | 2,964 億円   |
| 現存額(注 1)      | 1,624 億円   |
| 現存株式数(注 1, 2) | 312,422 千株 |
| 発行価額(注 2, 3)  | 520 円      |

(注 1) 本日現在

(注 2) 2005 年 8 月 2 日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて 1,000 株を 1 株に併合しております。また、2009 年 1 月 4 日を効力発生日として、発行済普通株式及び各種の優先株式の全てについて 1 株を 100 株に分割しております。

(注 3) リそな銀行の当初の発行価額を株式交換比率で除して算出される 1 株当たりの価額（上記注 2 考慮後）を記載しています。

以上

このお知らせは、預金保険法普通株式の処分の申出について一般に公表するためのものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。このお知らせは、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられ、目論見書には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。